明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一六）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同一七）　三
○ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇）
○南スーダン共和国における上ナイル大学及びジュバ大学文化センター整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二一）
○アンゴラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一一）　三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一二）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一三）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同一四）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同一五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局七、八）　六

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月二十八日

会計検査院長　柳　麻理

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六十一条第一項中「平成何年度末現在欄」を「何年度末現在欄」に改める。

第一号書式及び第一号の二書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号の二書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「平成何年4月から平成何年6月まで」を「何年4月から何年6月まで」に改める。

第二号の三書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号の四書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「欠損補てん」を「その補塡」に改める。

第二号の五書式及び第三号書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号の二書式及び第三号の三書式中「第二十一条の二及び第三十条の八関係」を「第二十一条の二、第三十条の八関係」に改める。

第三号の五書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四号書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「欠損補てん」を「その補塡」に改める。